

職業紹介事業の  
地方公共団体・民間事業者への開放促進

平成15年4月22日  
厚生労働省職業安定局

## ハローワーク業務のアウトソーシング

求職者の大幅な増加や多様化に対応するため、民間の知恵や活力を活用

### ハローワーク求人のインターネット上での公開

ハローワークの保有する求人情報等を民間事業者が活用できるよう、インターネット上で求人企業名等を含む求人情報を提供【平成15年1月より】

### 民間による各種就職支援措置の活用

各種雇入れ助成措置について、民間紹介による就職にも適用拡大

【平成13年10月より】

企業が、リストラ等による離職予定者に対し、民間事業者を活用して再就職を実現した場合の経費の助成【平成13年12月より】

さらに、当該助成をより一層活用しやすいものにするため、離職から再就職までの期間に係る支給要件を、「7日以内」から「3ヶ月以内」（不良債権処理の加速に伴う離職者については「6ヶ月以内」）に緩和【平成14年12月より】

## 民間のノウハウ・人材等を活用した就職支援

中高年ホワイトカラー離職者を対象に、情報・意見の相互交換、ハローワーク・民間双方のカウンセリングの利用や求人へのアクセス等の機会を提供するキャリア交流プラザ事業を大都市圏で実施【平成11年10月より】

ハローワークにおける失業等給付受給者に対する就職支援セミナーについて、その実施を民間に委託あるいは講師を民間から起用【平成14年9月より】

不良債権処理の影響で中小企業から離職した者のうち、管理職や技術職への就職を希望する者などについて、民間のノウハウの活用が有効と判断される場合に、就職支援サービスの提供を民間に委託【平成15年2月より】

ハローワークにおいて、民間の専門家や実務経験者を就職支援ナビゲーターとして委嘱し、特に早期就職の緊要度が高い求職者に対し、担当制により、個々のニーズに応じ体系的かつ計画的な一貫した就職支援を実施

また、この事業の一環として、本人の希望・適性に留意しその求職者情報を民間事業者に提供するサービスも併せて実施【平成15年2月より】

キャリア交流プラザ事業の対象者を30歳以上45歳未満の技術者、中高年齢者である1年以上の長期失業者に拡大【平成15年度より】

若年失業者の就職支援のために民間業界団体との連携による業界事情の説明会、会員事業所の見学案内等、民間の専門家による資格や心理的カウンセリング等についての相談を行うヤングワークプラザを大都市圏に設置【平成15年度より】

## 民間・地方公共団体による労働力需給調整の活性化

創意・工夫の下で事業を実施できる環境整備のため、規制改革を推進

### 民間活力が十二分に発揮できビジネスチャンスが拡大する労働市場の実現

職業安定法及び労働者派遣法の抜本改正案を今国会に提出

- ・ 特別の法律により設立された一定の法人（商工会議所、商工会、農協等）が構成員のために行う無料職業紹介事業について、届出制に緩和
- ・ 許可手続について、事業所単位から事業主単位に変更
- ・ 兼業禁止規制の廃止
- ・ 紹介予定派遣の開放（派遣労働者の事前面接や採用内定を可能に。）

求職者からの手数料徴収に係る年収要件の引き下げ【平成15年度中に措置予定】

### 地方公共団体による職業紹介事業の実施

地方公共団体が住民に身近な行政施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮しながら、都道府県等も届出で事業実施を可能とする。

【職業安定法改正案】

### 特区における官民共同によるサービス提供

特区内においては、地方公共団体が提供する施設にハローワークと民間が共同窓口を設置し、求人・求職情報を共有すると共に、利用者の希望に応じていずれの職業紹介サービスもワンストップで利用できるようにする。

【東京都足立区において事業実施予定】